

産業廃棄物処理計画書	
令和 8 年 6 月 30 日	
佐賀県知事 殿	
提出者 住 所 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲1756 氏 名 牟 田 建 設 株 式 会 社 代 表 取 締 役 牟 田 幸 司 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0 9 5 2 - 5 2 - 2 3 5 5	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	牟田建設株式会社
事業場の所在地	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲1756
計画期間	令和8年 4月 1日 ~ 令和9年 3月 31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06：総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高：9, 493, 906（千円）（令和7年度）
③ 従業員数	134名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	旧建築物解体：コンクリート殻→再生処理業者に委託して再生砕石として再資源化 木くず →再生処理業者に委託してチップとして再資源化 建設工事：コンクリート殻→再生処理業者に委託して再生砕石として再資源化 舗装工事：アスファルト殻→再生処理業者に委託して舗装用合材として再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和 7 年度）実績】

産業廃棄物の種類

別紙のとおり

別紙のとおり

排 出 量

別紙のとおり_t別紙のとおり_t

(これまでに実施した取組)

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類

別紙のとおり

別紙のとおり

排 出 量

別紙のとおり_t別紙のとおり_t

(今後実施する予定の取組)

- ・工法等の改善を検討する。
- ・発注者と十分に協議を行い、抑制に努めていく。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・社員への教育を徹底し、分別排出が再資源化の第一歩であるという意識を高めている。
- ・現場において、表示板等で分かりやすく分別を行っている。

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・現状の取り組みを更に強化し、社員への教育を徹底し、分別排出が再資源化の第一歩であるという意識をより高めていく。
- ・現状よりも更に管理を強化する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	（今後実施する予定の取組） ・実施する予定はない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	自ら中間処理により減量した 産 業 廃 棄 物 の 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら熱回収を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	自ら中間処理により減量する 産 業 廃 棄 物 の 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	（今後実施する予定の取組） ・実施していない。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	（今後実施する予定の取組） ・実施する予定はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	全 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	（これまでに実施した取組） ・可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減を図る。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	全 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	(今後実施する予定の取組)		
	・ 優良認定処理業者を選定する。 ・ 委託先処理業者には定期的に実地確認を実施する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第2面)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項																	
①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】																
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス・ガラス繊維くず類(除く)	がれき類	建設混合廃棄物	安定型混合廃棄物	管理型混合廃棄物	建設混合廃棄物(引続き有価廃棄物)	びねき類(石綿含有産業廃棄物)	水銀使用製品産業廃棄物		
	排 出 量	0.331 t	199.500 t	0.990 t	1742.000 t	4.250 t	3.900 t	1090.000 t	26515.000 t	91.200 t	26.900 t	107.300 t	60.000 t	15.500 t	0.045 t	t	t
②計画	【目標】																
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス・ガラス繊維くず類(除く)	がれき類	建設混合廃棄物	安定型混合廃棄物	管理型混合廃棄物	建設混合廃棄物(引続き有価廃棄物)	びねき類(石綿含有産業廃棄物)	水銀使用製品産業廃棄物		
	排 出 量	0.500 t	210.000 t	1.000 t	1800.000 t	5.000 t	4.000 t	1100.000 t	28000.000 t	100.000 t	28.000 t	110.000 t	65.000 t	17.000 t	0.050 t	t	t

(第3面)

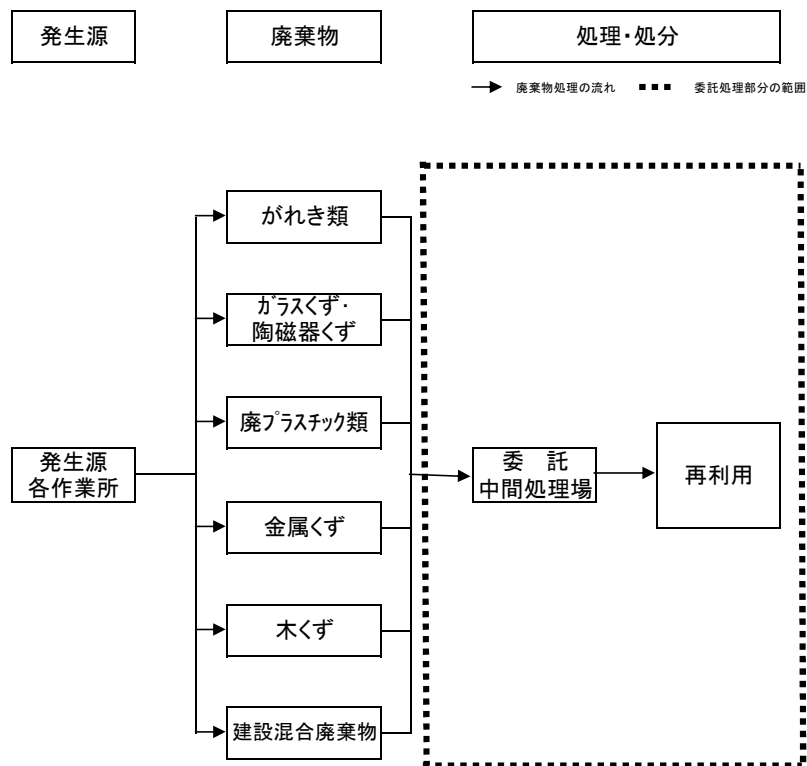
[illegible]

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

[illegible]

(第4・5面)

[illegible]



廃 棄 物 処 理 フ ロ ー 図 (現状)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統 括 責 任 者	所 属 ： 牟田建設株式会社 土木部 部長
廃 棄 物 担 当	組 織 名： 土木部 土木部長
役	廃棄物処理 統括責任者 ・ 廃棄物処理方針の策定 ・ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
割	廃棄物管理 担当者 ・ 廃棄物処理計画の作成 ・ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ・ 委託契約の締結 ・ 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ・ 監督官庁への各種報告 ・ 社員、関連会社に対する教育・啓発 ・ その他関係する事項

廃 棄 物 管 理 組 織

